

特殊学級から通級指導教室へ

—— 通級制のことばの教室 2年間の歩みと今後の展望 ——

足利市立相生小学校 ことばの教室

はじめに

平成5年度より、学校教育施行規則が改正され、「通級による指導」が正規の教育として認められるようになった。

今まで、我が国の学校教育において、在籍児なしに学級設置は考えられなかった。この制度の導入によって、通級児が存在するだけで教室が設置でき、特別なニーズの指導を必要とする子たちへの指導と指導の場が拡大されることになった。この制度化は、難聴・言語障害特殊学級に通う子どもの保護者をはじめ他の障害を持つ子どもの保護者、及びそうした教育に携わる者たちの30年に渡る念願であった。

平成5年度より、通級指導教室の新設及び難聴・言語障害特殊学級から難聴・言語障害通級指導教室への移行が全国的に進められ、なかでも言語障害通級指導教室への移行は目覚ましい。

栃木県においてもその移行率は、平成9年4月現在においてほぼ6割。足利市においては、平成8年4月より相生小ことばの教室が、平成9年4月より山辺小、山前小ことばの教室が従来の言語障害特殊学級から言語障害通級指導教室へと移行した。

しかしながら、「通級による指導」が開始されて様々な改善や発展が見られる一方、30年以上に渡って、それぞれの地域の実情に添って根付き育ってきた難聴・言語学級であったため、文部省で制度化され一本化された内容が、そのままピッタリとどの地域の特性にも適合するものでないことや、全ての地域の保護者の「30年に渡る念願」の内容を、全て解決させるまでには至っていないことなどから、戸惑いや先行きの不安を訴える声が聞かれる地域も少なくない。

足利市においては、相生小ことばの教室が通級指導教室として歩み、2年目を終えようとしている。はたして、「通級による指導」が本市に根付き、より個に応じた指導の充実・拡大を意味するものなのか?

相生小ことばの教室の2年間の歩みを紹介するなかで、多くの関係者と一緒に考えていただき、御指導をいただければ幸いである。

1. 新しい指導形態 通級制（通級指導教室）とは

足利市のことばの教室には、通常学級で授業を受けながら、週に1回から2回、言葉の指導を受けに通っている子どもたちがいる。

こうした指導形態は通級制という制度のもとに行われている。

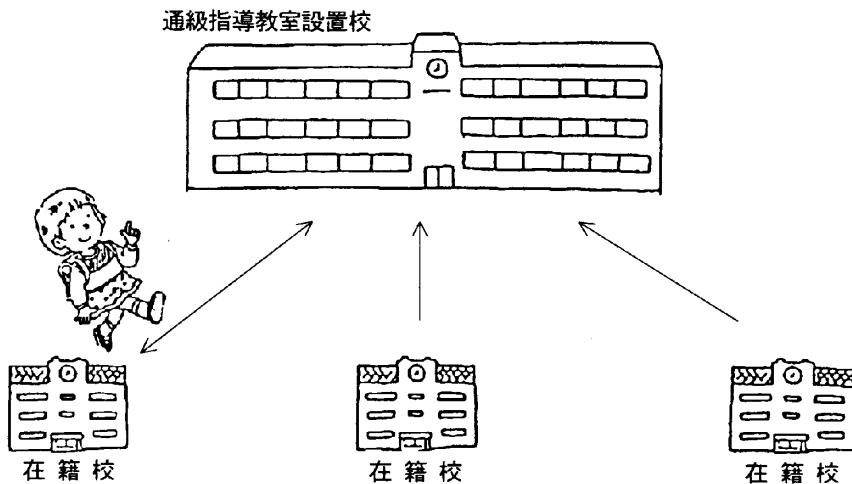
「通級制」という制度は、通常学級に在籍していて、言語、情緒、視覚、聴覚、肢体不自由、病弱・身体虚弱等において軽い障害（聴覚障害を例にとれば、聾学校へ通う程ではなく、常時付き添って指導する必要もない。各教科、道徳、特別活動を40人の中で一緒にできる。ただ、聴覚障害を克服するための指導が必要。）と診断される子どもたちが対象となっており、それぞれ障害種別の通級指導教室に通うことのできるシステムである。

すなわち、教科等の指導は通常学級で行いながら障害の種類や程度に応じ、障害の改善・克服に必要な特別な指導を特別な場で行う、軽度の障害のある児童生徒のための新しい教育の形態なのである。

この指導形態は、平成5年1月28日に文部省から告示され、同年4月1日から実施されることになった。

これを見て足利市では、平成8年4月より相生小ことばの教室が、平成9年4月より山辺小、山前小ことばの教室が従来の言語障害特殊学級から言語障害通級指導教室へと移行し、今、その実践に努めている。

通級指導教室は、全小学校に設置されるわけではない、足利市では、上記の3校だけに配置されており、設置校以外の児童については、学区の学校に在籍しながらある特定の時間に、最寄りのことばの教室に通って指導を受けるしくみになっている。



朝、まっすぐことばの教室に通ってきて言語指導を受け、その後学区の学校に戻る児童もいれば、何時間が授業を受けた後で通級し、指導を受ける児童もいる。通級指導は、在籍校の地域社会との関わりを大事にしながら、各教科、道徳、特別活動に、その子に必要な指導を加える新しい形の指導形態と言うことができる。

* 通級にかかる時間は、早退・遅刻・欠席の取り扱いにならない。

* 通級時の事故防止、保護者教室への参加等のため、保護者の付添いを原則としている。

なお本市には、今現在、言語障害以外に通級型の教室は設けられてはいない。言語障害通級指導教室の指導対象は、構音障害、口蓋裂、吃音、緘黙傾向を持つ児童等となっている。

では、今までのことばの教室（言語障害特殊学級）とこの通級制によることばの教室は、どこにどのような違いがあるだろうか。簡単に記せば次のようになる。

言語障害特殊学級

設置校の在校児が特殊学級に在籍（新設時5名）することで1学級設置できる。

特殊学級に在籍しない自校・他校の通級児は、存在していたが、通級児の指導については、法令上の規定がなく、事実上の教育サービスとも捉えられても仕方のない内容であった。

言語障害通級指導教室

「自校・他校の通常学級に在籍する通級児10人に対し24時間の指導をする」を基準に教員1名を配置し、通級指導教室を設置することができる。

従って、在籍児存在の必要がない。

自校・他校の通級児の通級指導教室での指導は学校教育の一環として位置付けられ、通級児が在学する学校長の編成する教育課程上の指導として認められる。

すなわち、通級指導教室となって、通級児の実数と指導時間数によって教室が設置され、そこで指導は、通級児が在学する学校長の編成する教育課程上の指導として認められるという内容が鮮明になってきたと本校では捉えている。

2. 相生小ことばの教室の言語障害特殊学級から通級指導教室の歩み

(1) 通級指導教室になるまで

- ① 言語障害特殊学級であった頃、相生小ことばの教室は、相生小の在学児童数が年々減少し、自校で在籍児童の確保が難しい状況にあった。
- ② 平成5年から国で通級制が認められたことをきっかけに、その頃から①の内容を知らせ、市教育委員会に通級指導教室への移行をお願いしてきた。
- ③ 要望する中、移行に向けての特殊学級的体質から通級指導教室的体質への改善（通常学級からの通級児を増やしていく）への努力も3年がかりで進めてきた。

その結果、平成8年4月より通級指導教室への移行がかなえられることとなった。

(2) 通級指導教室1年目の動き

通級指導教室移行 ⇒ 幼児ことばの教室の設置 ⇒ 午前中通級開始まで

平成8年4月、相生小ことばの教室が通級指導教室移行と同時に、幼児ことばの教室が設置されることになり、今まで午前中サービスで行っていた幼児への指導を他の指導の場へお願いすることができるようになった。

この内容については前々から難問とされ、本校としても、これほど早く解決されるとは予想もしてなかった。また、当然、そのため準備もしてなかったため、午前中の授業時間が、空いてしまう結果となってしまった。

そこで、考えたのが平成8年度の新1年生からの午前中通級であった。

当初よりことばの教室は、言葉を育てる目的を目的に、様々な言葉の発達のつまずきの症状を持つ子どもたちの改善に努めてきた。そこには、通常学級、特殊学級、養護学校のワクのない幼児から中学生までの子どもたちが、ことばの教室での指導を求めて通っていた。

しかし、時代の移り変わりに中で、児童通級が放課後に集中するようになり、通常の学校教育とは、別なものとして捉われ、いつの間にか、ことばの教室の特別なニーズに応える指導が、世間の人たちに特殊学級的色合いの強いイメージとして思い浮かべられるようになっていた。

そうした、現状の中、通常学級の児童が在学校の授業時間を抜けて、ことばの教室の指導を受けることは、保護者にとっては大変抵抗のある内容であった。

しかし、東京、横浜、川崎、千葉では30年も前からやっていることであり、通常学級からの通級児の数で教員配置がなされる通級指導教室にはどうしても必要なことと考え、次のような試みを実施することとなった。

① 保護者の理解と啓発

- 市教育委員会発行のことばの教室パンフレットを足利市の新1年生の保護者全員に配る。
(正しいことばの教室の理解と啓発)

○ 市教育委員会主催の1年生担任者対象の「言語障害児早期発見のための研修会」において、学年だより掲載資料「ことばの検査の実施について」を配布し、市全小学校1年生の学年だより掲載の協力を願う。

○ 通級児童新1年生の保護者は次の7つの事柄を説明し、理解の上で通級希望をしていただく。

- ・ ことばにつまずきを持つ児童のために用意された教室であり、週1・2時間の指導で改善が見込まれ児童が対象であること。
- ・ 終了のある教室であること。
- ・ 通常学級在籍の児童が対象であること。
- ・ 言葉のつまずきを改善を図ることの意義。
- ・ ことばにつまずきがあるても通級はあくまでも保護者の希望であること。
- ・ ことばの教室の授業は、本来は教育課程内（在学校で授業が行われている時間）の時間に行われるもの。特に低学年では、放課後の指導となると体力的に苦しいので、学習の進みがゆるやかな1年生の時期ぐらいは、午前中に。（東京都の例をとって説明）

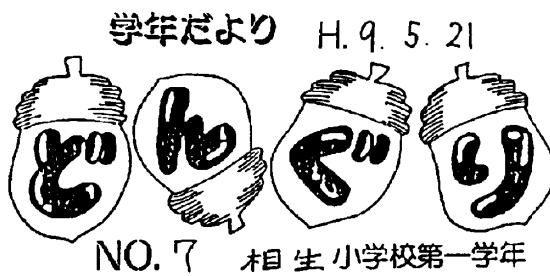
- ・ 在学校の授業時間内にことばの教室の指導を受けても学力を下げない配慮を、担任との連携で進めしていく。（学力の保障）

② 在籍校の理解そして連携・協力

- ・ 通級指導教室設置校長から通級児童在籍校長へ通級指導教室理解のための啓発及び説明。（午前中通級への協力を含めて）
- ・ 通級指導教室担当教員から通級児童の担任へ通級指導教室理解のための啓発及び説明。（午前中通級への協力を含めて）
- ・ 在籍校へのことばだよりを毎月配布
- ・ 学期ごとの指導経過報告を通級児童の担任に提出。
- ・ 必要に応じて、隨時、通級児童の担任と連絡。

以上の試みで進めてみたところ、

新1年生抽出児21名の保護者と面接する中、20名の通級希望を得ることができた。



言葉の検査の実施について

子どもたちは、ことばを使って自分の気持ちを伝えたり、友だちと仲良くしたりします。そして、楽しい学校生活を送っています。そのことばにつまずきを持つと、話すことに消極的になったり、学校の生活や学習が楽しくなくなったりすることもあります。

ことばのつまずきも軽いうちでしたら、改善も援助期間も短くなることから、小学校の1年生時に、市内の小学校で一齊にことばの検査を実施しています。

本校では、5月下旬に検査を行います。検査の結果、ことばの教室の指導が必要なお子さんについては、後日お知らせいたします。なお、ことばの教室は相生小にもあります。



ことばの教室は教育課程内（在学校で授業が行われている時間）の時間に行われるもの。特に低学年では、放課後の指導となると体力的に苦しいので、学習の進みがゆるやかな1年生の時期ぐらいは、午前中に。（東京都の例をとって説明）

在學校の授業時間内にことばの教室の指導を受けても学力を下げない配慮を、担任との連携で進めていく。（学力の保障）

② 在籍校の理解そして連携・協力

- ・ 通級指導教室設置校長から通級児童在籍校長へ通級指導教室理解のための啓発及び説明。（午前中通級への協力を含めて）
- ・ 通級指導教室担当教員から通級児童の担任へ通級指導教室理解のための啓発及び説明。（午前中通級への協力を含めて）
- ・ 在籍校へのことばだよりを毎月配布
- ・ 学期ごとの指導経過報告を通級児童の担任に提出。
- ・ 必要に応じて、隨時、通級児童の担任と連絡。

以上の試みで進めてみたところ、

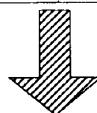
新1年生抽出児21名の保護者と面接する中、20名の通級希望を得ることができた。

以上のような経過から平成8年度新1年生の通級児童については、午前中の1校時・2校時に10名、午後の5校時に10名の通級児を週時間割に位置づけ、指導を開始することとなった。

表1 ことばの教室時間割り

平成7年10月現在

	月	火	水	木	金	土			
1 8:50~ 9:35	幼児A	相 談 日	幼児B	幼児C	大橋A	幼児D	幼児E	幼児F	
2 9:40~ 10:25									
3 10:45~ 11:30	相生A				相生B			相生C	
4 11:35~ 12:20							相生E		
5 1:55~ 2:40	千歳A 北郷A	北郷B	大橋D 大橋C	北郷C	大月A 大橋D	柳原A	千歳B	助戸A	助戸B 毛野A
6 2:40~ 3:25	毛南A	毛南B	毛南C	北郷D	西 A 富田A		千歳C	助戸C	大橋E
7 3:30~ 4:15	西 B	助戸D	毛野B	毛野C	職 員 会 議	大橋F	毛南D	西 C	千歳D
8 4:15~ 5:00	富田D 千歳E 毛南E	西 D	北郷E 大月B	大月C		大橋G	西 E	毛野D	毛野E 毛野F



ことばの教室時間割り

平成10年2月現在

	月	火	水	木	金	土					
1 8:50~ 9:35	柳原A	柳原B	研 修 日	北郷A	北郷B	大橋A 富田A	東 A	富田B	富田C	名草A	柳原C
2 9:40~ 10:25	柳原D			千歳A	助戸A	大橋B				北郷C	
3 10:45~ 11:30				3 年 書 写				大橋C	2 年 書 写	北郷D	
4 11:35~ 12:20		相生A	幼児ことばの教室との話し合い	助戸B	相生B		相生C			富田D	
5 1:55~ 2:40	千歳B	毛野A	毛南A	北郷E	毛野B	千歳C	助戸C	北郷F	毛野C	毛野D	
6 2:40~ 3:25	毛野E	千歳D	助戸D	富田E	千歳E	富田F	富田G	大橋D	北郷G	毛南B	
7 3:30~ 4:15	毛南C	毛南D	西 A	大橋E	職 員 会 議	大橋F 毛野G	毛野F	大橋G 毛南E	千歳F		
8 4:15~ 5:00	富田I 千歳G	助戸E	毛野G	大橋H		大橋 I	毛野H	毛南F 西 B	毛野 I		

表2 相生小ことばの教室・通級児童の推進

	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度 (1月現在)
総 人 数	37(12)	40(17)	37(13)	35(9)	47(20)	43(12)	57(14)	63(13)	74(13)
構 音 障 害	13(6)	12(8)	11(7)	12(5)	17(10)	19(5)	32(7)	39(11)	40(10)
言 語 発 達 通 滯	17(2)	22(4)	22(4)	21(3)	25(9)	18(5)	19(5)	19(2)	26(3)
吃 音 ・ 他	7(4)	5(5)	4(2)	2(1)	5(1)	6(2)	6(2)	5(0)	8(0)

() 内の数字は終了児童数

3. 成 果

午前中の指導が実際に始まってみると、苦情もなく、2年目が過ぎ去ろうとしている。

むしろ、実際に、午前中の授業と振り替えていただいている児童の保護者の方々から

- ・ うちの子供は喜んで行っています。
- ・ 週1時間リフレッシュする時間ができ、いつしか1週間の生活リズムとなっています。
- 「欠かしたら機嫌が悪くて悪くて…楽しみにしているようです。」

といった声が

また、通級児童を送りだされる在学校の担任の先生方からは、

- ・ 午前中通級に特別不都合は感じません。本人も楽しそうに通級しています。
- ・ 午前中通級は、低学年児童の発達段階から見ると望ましいのでは…

といった前向きな声が聞かれ、意外であった。

そして、さらには、通級児童の中には、学級の保護者参観の時間、たくさんの保護者の方々に今学期頑張ったこととして「ことばの教室で言葉のお勉強を頑張った」と胸を張って発表してくれた2年生女子の報告を受けたときは、頭の下がる思いがした。

恐る恐る手探りで始めた午前中通級であったが、在学校の授業時間と振り替えて通級指導教室の指導を受けていただくということは、周りの児童・保護者に対しての何よりも大きな理解啓発につながる内容であることを改めて発見した。すなわち、どういった特性を持つ児童が「ことばの教室」に通っているのか、目の当たりにする児童が増え、それが保護者へと伝わり、今までのような想像から偏見がつくられていくという内容が崩されていくことに気付かされたのは、私たちであった。

表2は平成元年以降の相生小ことばの教室の通級児童の推移を表しているものである。

通級児童の総人数が平成7年以降、目覚ましく増加していることが分かる。それは、構音障害の児童が増えていることに起因している。

どうしてこうしたことが起きてきたのか？

近年、時代の変化、環境の変化により

- ・ 保護者の子供に対する養育姿勢の変化によるスキンシップ不足がもたらす一人遊び・指しゃぶり・爪噛み・吸舌等の増加。
- ・ 軟らかいものを食べることが多くなり、硬いものを噛むという機会・回数が少なくなっているという食文化の変化。

- アレルギー性鼻炎の増加等により、舌の動きに癖をつけてしまい歪音を発する（側音化構音障害）児童が増えてきていることも影響しているが、それだけでこれほどの変化をもたらしたとは考えられない。
- 本教室では、この動きの要因を、

- ① 通級指導教室設置校長から通級児童在籍校長へ通級指導教室理解のための啓発により、在籍校の理解が一層深まることと同時に、通常学級在籍の児童が対象であることが明確になったことから、通級への抵抗が軽減してきた。
- ② 市教育委員会発行のことばの教室パンフレットを足利市の新1年生の保護者全員に配っていることや①の内容から保護者へのことばの教室の正しい理解が広がっている、と考えている。

4. 今後の課題と展望

こうした「通級による指導」の試みが、これからどんな課題をもち、どんな成果を生みだそうとしているのか。相生小ことばの教室の現状を通じて、成果のところでは触れるうことのできなかった言語発達遅滞児の内容を中心に考えてみたい。

本教室に通っている言語発達遅滞児は、

- ・ 発達が全体的に幼い精神発達遅滞の児童。
- ・ 発達のしかたがアンバランスな広汎性発達障害の児童
- ・ 学習障害児と医師から診断を受けているか、あるいはその周辺の児童

といった子どもたちである。

特殊学級に在籍している児童は数名で、残りの児童の9割程は個別指導の時間を週1時間より多く増やすことで、より改善が望めると思われる児童である。（現在、ことばの教室での指導時間は、週1単位時間という児童がほとんどである。）

図1

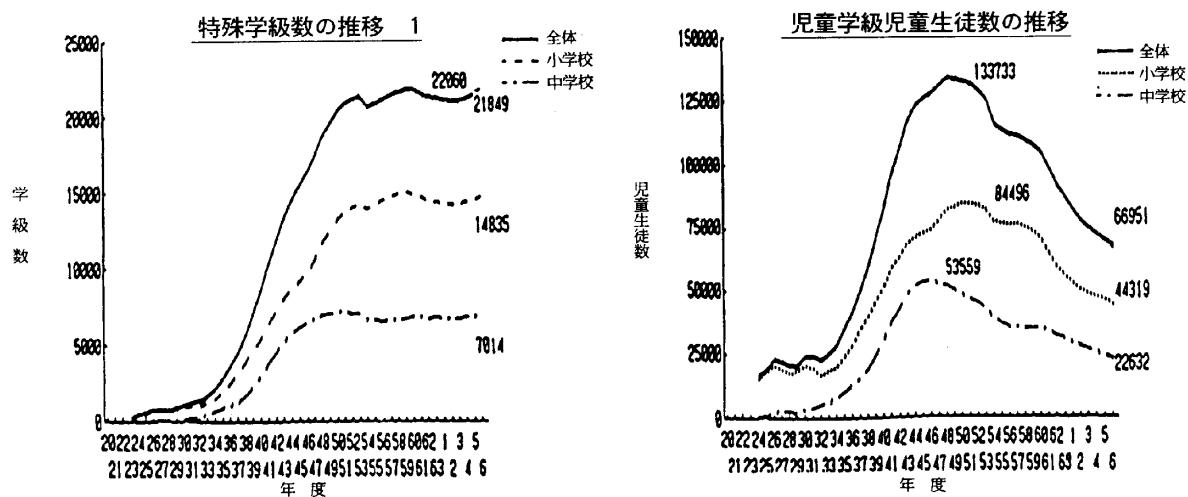


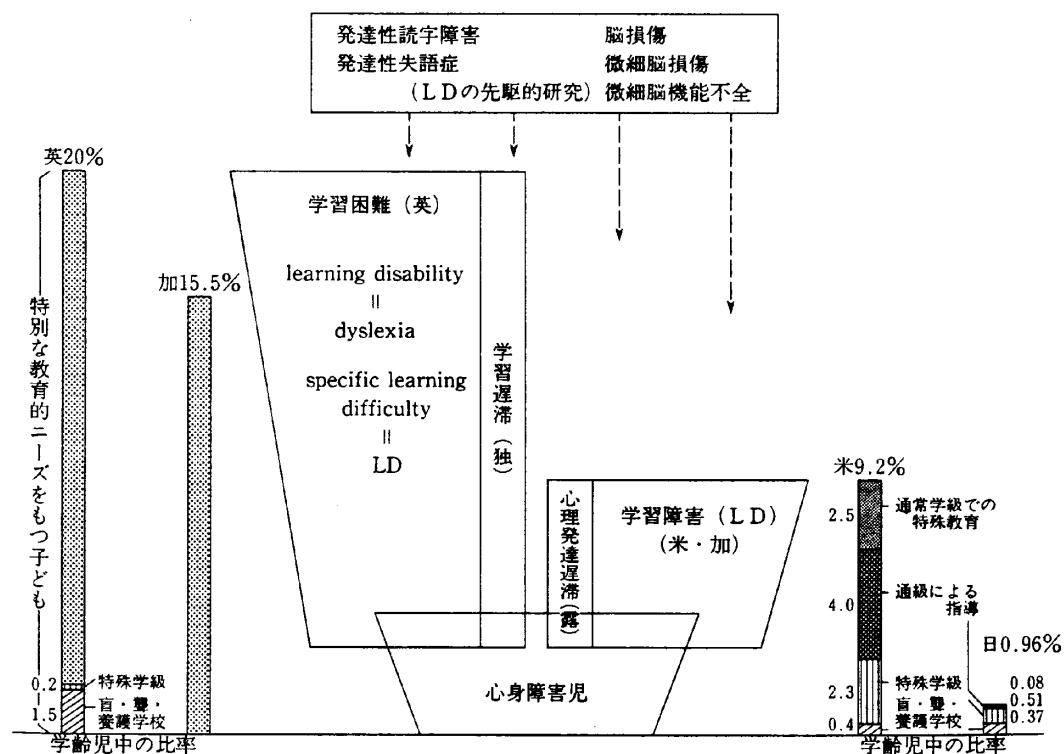
図1は、我が国の特殊学級数の推移と特殊学級児童生徒数の推移である。

学級数は、減っていないが、児童生徒数は、ピーク時の半分以下までに減っている。

図2は、欧米主要国と我が国の特殊教育就学率を示すグラフである。

図2

(山口薰先生提供)



このグラフによると、我が国における特殊教育への就学率は欧米主要国に比べ著しく低くなっていることが分かる。

さらに教育形態が比較的似ているアメリカ合衆国と比べてみると、中・重度の障害児が入る盲、聾、養護学校の就学率については同じであるが、特殊学級への就学率は、5分の1にすぎない。我が国の特殊学級で個別指導を受けることでより改善が期待できる児童生徒が通常学級に在籍する割合は、アメリカ合衆国の5倍ということになる。

そうした状況下、相生小ことばの教室通級児童の推移にみる言語発達遅滞の割合は、減少していない。近年の少子化による総児童数の減少を考えれば、むしろその比率は増加傾向にあるとも捉えられる。(東京学芸大学名誉教授山口薰先生の報告によると、通級による指導については、まだ始まって間もないが、全国的に増加の傾向を示しているとのこと。)

このことは、本市の軽度障害をもつ児童の保護者たちの「通常学級に籍を置きたい」という願望と、「通常学級に籍は置きながらも心配は残る、何とかしたい」という気持の表われと考えている。

また、本市では、保護者の「通常学級に籍を置きたい」という願望が強く、その願望が特殊学級減少へと導き、地元の小学校に特殊学級を無くしていくという状況を生んでいるものと思われる。

近年、その傾向は強まる一方である。地元の小学校を離れてまで特殊学級を望む保護者は少ない。「益々特殊学級を遠い存在にしていることも影響している」という考え方も頭に入れて置かねばならない。

「学区の学校に在籍しながらある特定の時間にことばの教室に通って指導を受ける」

学級・学区の子どもたちから切り離すことなく指導を受けられる通級指導教室のこの指導形態の特質は、軽度障害をもつ児童の保護者にとって受け入れられる内容と考えられ、また、そのニーズも高まっていく可能性を秘めているのではないだろうか。

ところで通級指導教室での1児童に対する指導時間は、

心身の障害の状態の改善または克服を目的とする指導週1~3単位時間とし、当該指導に加え、心身の障害の状態に応じて各教科の内容を補充する場合は、おむね合計週8単位時間以内とする。

(平成5年1月28日文部省告示代7号参照)

ということで週8単位時間まで認められている。

しかし、今現在、本教室の場合ほとんどの通級児が週1単位時間である。ただ、前述したように、通常学級の指導時間内に指導時間を振り替えて、通級指導を受ける児童が1・2年生を中心に増えてきており、このことが偏見を崩す基となり、

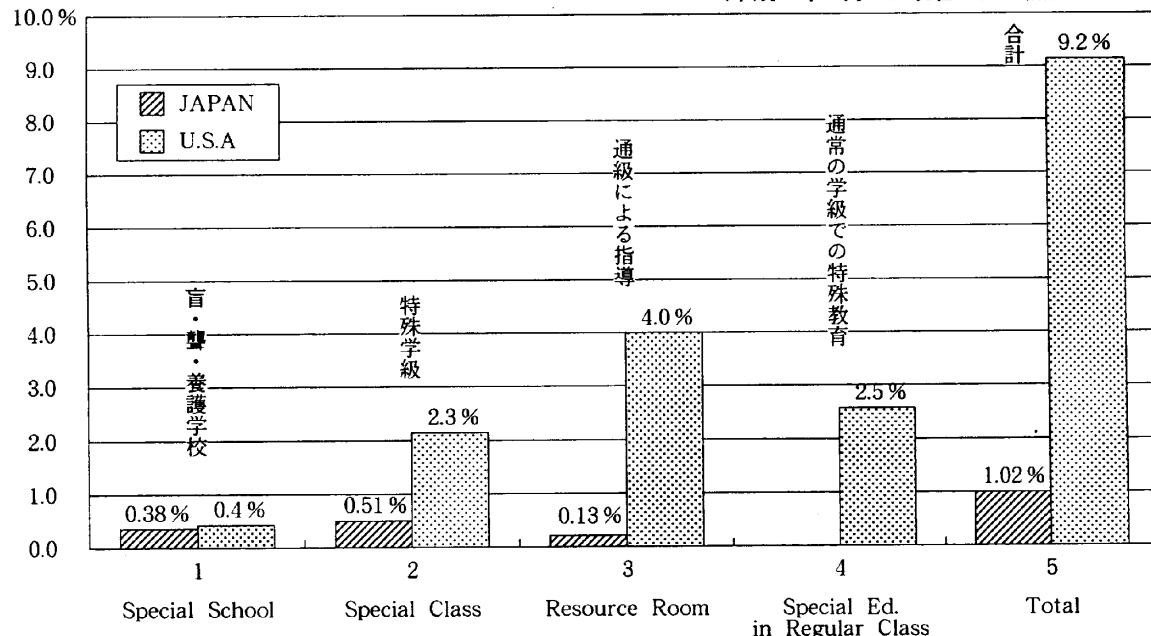
- 「1週間の教育課程編成において1or2単位時間をそのまま教科指導にするか通級指導教室の指導にするかの選択権が保護者、児童に与えられた。」
- 「保護者が我が子のより望ましい成長を願い、そこに影響する毎日の暮らしや学校生活をより充実させ確かなものにするために、個々の児童に合った教育課程編成に加わる。」

という考え方や意識の芽を育て始めようとしている。通級指導の姿を通して通常学級の保護者の方々にその芽を育てることが、個々の特性に合った教育の存在を具体的に示し、多様な教育の場での学習への認識をより確かなものにしていく。こうした改善が進む中、保護者が「我が子への必要に応じた通級指導の単位時間数の確保」ということへの関心が高まっていくと考えるのは、少し甘い夢であろうか。

図3は、特殊教育を受けている学齢児の日米比較である。

図3 特殊教育を受けている学齢児の日米比較

(平成7年5月1日現在 山口薰先生提供)



アメリカにおける教育措置の区分は、在籍によるものではなく、全体の指導時間に占める特殊教育または関連するサービスの指導時間によるものである。それが20%以下の場合は「通常の学級の特殊教育」、20%から60%の場合には「通級学級（リソースルーム）」61%以上場合には「特殊学級」としている。

アメリカ合衆国ではリソースルーム、そして通常の学級での特殊教育まで特殊教育の環境が整えられている。通常学級での特殊教育までを含めた特殊教育を受ける児童生徒の割合で比べると、アメリカ合衆国が就学人口の9.2%。それに対し我が国は1.2%。我が国の9倍ということになる。

人は生れも育ちも皆違う。皆違った特性を持って育ち学齢を迎える、また育っていく。個々の特性に応じた教育が、我が国が目指している個性化教育と共に保護者をはじめとする人々に受け入れられ、育っていく必要性を感じずにはいられない。

リソースルームへの道を含め特殊教育改善への一步を踏みはじめようとしている通級指導 教室の役割、そして責任の重さを痛感する。



評

本市には、相生小学校、山辺小学校、山前小学校の3校にことばの教室があります。相生小学校は、平成8年度、山辺小、山前小学校は平成9年度から言語障害通級指導教室となりました。特殊教育の新しい指導形態である言語障害通級指導教室は、通常学級に在籍する軽度のことばに障害のある児童生徒を対象とするものです。

本実践は、相生小学校ことばの教室の2年間の実践をまとめるとともに、今後のことばの教室について展望したものです。その特色は、言語障害特殊学級から言語障害通級指導教室への移行に伴う保護者、教師への正しい理解と啓発の実践とともに、通級児童の実態や特殊教育の現状から、特殊教育改善の新しい方向を示唆するものです。

以下の3点にその成果としてまとめてみました。

- 1 新しい特殊教育の形態である通級制の趣旨、意義等を十分に踏まえ、言語障害通級指導教室（ことばの教室）は、児童生徒の言語面でのニーズに応じて、保護者、通常の学級の教師、ことばの教室の教師の三者が連携を図り、一人の子供を支えていく教育の場であることを明確にするとともに、ことばの教室の正しい理解、啓発に丁寧に努めています。
- 2 通級児童新1年生の保護者へは、ことばの教室の正しい理解、啓発を進める上での具体的な事柄を明確にし、児童の在籍校の理解と協力のもとに午前中の通級を位置付けるとともに、時間割表の作成を工夫し、無理のない教室経営に努めています。
- 3 言語発達遅滞の通級児童、保護者の実態や願い、特殊教育の現状から、「学区の学校に在籍しながら、ある特定の時間にことばの教室に通って指導を受ける。」という通級指導の形態が、「個々の特性に応じた教育」を受けるという考え方への転換につながり、今後の特殊教育改善の方向を示唆するものであるとしています。

本研究は、児童の思い、保護者の願い等を大切にして、一人の子供をどう支えていくのかという教育の不易の部分の実践研究であるとも言えます。すべての小学校において通級児童がみられた今、どの学校にも参考となるものと確信いたします。